

Q 児童虐待の疑いが見受けられたときの対応について教えてください。

A 平成 29 年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、133,778 件(前年度比 1.1 万件増)に達し、過去最多となりました。総数のうちの約 1 万件は学校等からの相談によるもので、学校関係者が虐待の発見・対応にあたり、重要な役割を果たしています。

平成 31 年 1 月、千葉県野田市において小学 4 年生の児童が亡くなりました。両親による虐待が原因ではないかと疑われているところです。この事案では、教育委員会が児童の書いたアンケートの写しを父親に渡したことや、写しを父親に渡す際に児童相談所等の関係機関への相談をしなかった等、関係機関との連携が不足していたことなどについて、課題があったとされています。

このような課題を踏まえ、文部科学省は内閣府、厚生労働省と連名で児童虐待に係る情報の管理や学校・教育委員会と児童相談所、警察等との連携に関する新たなルールを次のとおり定め通知しました。

- ①学校等及びその設置者においては、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合には、情報元を保護者に伝えないこととともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。
- ②保護者から、学校等及びその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合には、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携し対応すること。
- ③要保護児童等が休業日を除き、引き続き 7 日以上欠席した場合には、理由の如何にかかわらず速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること。

<虐待とは>

虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子供に対する最も重大な権利侵害です。保護者による虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されるものではありません。

虐待の種類は、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」の 4 タイプに分類されますが、多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意しなければなりません。虐待は家族の構造的な問題を背景として起きており、児童相談所などでは家族の歴史や家族間の関係、経済的背景などを含めて総合的な見立てを行っています。学校・教職員においても、保護者の成育歴、就労や家計の状態、居住状況、ストレスの状態、心身の問題、子供の障害や疾病等の育児負担の問題、望んだ妊娠であったのかどうかという問題など、多様な要因によって虐待が起きるということを理解しておくことが大事です。

<学校・教職員等の役割>

学校、教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うことが求められます。児童虐待防止法によって学校や教職員に求められる主な役割は、以下の①～④の 4 点ですが、虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村（虐待対応担当課）です。

- ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）
- ②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）
- ④虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）

このほか、児童虐待防止法第 13 条の 4 により、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）から虐待に係る子供又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で

提供することができるかとされています。

※上記記載内容は、「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き(文部科学省 R1. 5. 9)」の一部を抜粋したものです。詳細は手引きを参照ください。

- 《参考資料》
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」奈良県教育委員会 R1. 7 改訂版
 - ・「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」H19. 6. 1 改正
 - ・「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と
市町村・児童相談所との連携の強化について」H31. 2. 28
 - ・「虐待防止対策の抜本的強化について」H31. 3. 19

校種

小学校・中学校